

※この法令は廃止されています。
令和二年政令第十一号

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第八項、第七条第一項及び第六十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（新型コロナウイルス感染症の指定）

第一条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条及び第三条（同条の表を除く。）において単に「新型コロナウイルス感染症」という。）を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六条第八項の指定感染症として定める。
（法第七条の政令で定める期間）

第二条 法第七条第一項の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、この政令の施行の日以後同日から起算して一年を経過する日までの期間とする。

2 法第七条第二項の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、前項に規定する期間が経過した日以後同日から起算して一年を経過する日までの期間とする。
（法等の准用）

第三条 新型コロナウイルス感染症については、法第八条（第二項を除く。）、第十二条（第四項及び第五項を除く。）、第十五条（第三項については、第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る。）、第十六条から第二十五条まで、第二十六条の三から第三十七条まで、第三十八条第三項から第六項まで及び第九項、第三十九条第一項、第四十条から第四十四条まで、第四十四条の二（第三項を除く。）、第四十四条の三、第四十四条の五、第五十七条（第五号及び第六号を除く。）、第五十八条（第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）、第五十九条、第六十一条第二項及び第三項、第六十三条から第六十四条まで、第六十五条、第六十五条の三並びに第六十六条の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を准用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号。以下この条において「令」という。）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法第八条第一項	一類感染症の疑似症患者又は二類感染症のうち政令で定めるもの	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）
法第八条第三項	それぞれ一類感染症の患者又は二類感染症	新型コロナウイルス感染症
法第十二条第三項	一類感染症の無症状病原体保有者又は新型コロナウイルスエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第十二条第一項	それぞれ一類感染症の患者又は新型コロナウイルスエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第十二条第二項	次に掲げる者	新型コロナウイルス感染症の患者
法第十二条第二項	第一号に掲げる者については直ちに	直ちに
法第十二条第二項	、第二号に掲げる者については七日以内にその者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの	最寄りの
法第十二条第二項	同項第一号に掲げる者に係るものについては直ちに、同項第二号に掲げる者に係るものについては厚生労働	直ちに
法第十二条第二項	省令で定める期間内に	直ちに
法第十二条第六項	第一項各号に規定する感染症	新型コロナウイルス感染症
法第十五条第一項及び第二項	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型コロナウイルスエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者	新型コロナウイルス感染症の患者
法第十五条第三項第一号	一類感染症、二類感染症若しくは新型コロナウイルスエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者	新型コロナウイルス感染症の患者
法第十五条第三項第四号	有者	新型コロナウイルス感染症の患者
法第十五条第三項第四号	一類感染症、二類感染症若しくは新型コロナウイルスエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第十五条第五項	第三項	第三項（第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る。）
法第十五条第六項	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型コロナウイルスエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者	新型コロナウイルス感染症の患者
法第十五条第九項	第三項	第三項（第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る。）

法第十六条第一項	から前条まで	(第四項及び第五項を除く。)及び第十五条(第三項については、第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る。)
法第十六条の三第一項及び第二項	一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第十七条第一項	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第十八条第一項	一類感染症の患者及び二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状病原体保有者	新型コロナウイルス感染症の患者
法第十八条第二項	患者及び無症状病原体保有者	患者
法第十八条第四項	患者若しくは無症状病原体保有者	患者
法第十八条第五項	患者又は無症状病原体保有者	患者
法第十九条第一項	一類感染症 患者に	新型コロナウイルス感染症 患者(六十五歳以上の者、呼吸器疾患を有する者その他の厚生労働省令で定める者及びこれら以外の者であつて当該感染症のまん延を防止するため必要な事項として厚生労働省令で定める事項を守ることと同意しないものに限る。第二十四条第五項、第二十七条、第三十三条、第三十五条第一項及び第六十三条第一項を除き、以下同じ。)に
法第十九条第一項ただし書	特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関	感染症指定医療機関(結核指定医療機関を除く。以下同じ。)
法第十九条第三項	特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関	感染症指定医療機関
法第二十條第一項	特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関 一類感染症	感染症指定医療機関 新型コロナウイルス感染症
法第二十條第二項	特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関	感染症指定医療機関
法第二十一條	特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関 特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関 移送しなければならない	感染症指定医療機関 感染症指定医療機関 移送することができる
法第二十二條第一項、第二項及び第四項	当該入院に係る一類感染症	新型コロナウイルス感染症
法第二十四條第三項第一号	第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。) 第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)	第二十条第一項 同条第四項
法第二十四條第三項第二号	延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担	延長
法第二十六條の三第一項及び第二項並びに第二十六條の四第一項及び第二項	第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。) 一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	第十九条第七項 新型コロナウイルス感染症
法第二十七條	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第二十八條	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症	新型コロナウイルス感染症
法第二十九條	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十條	一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十一條第一項	一類感染症、二類感染症又は三類感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十二條及び第三十三條	一類感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十五條第一項	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者が	新型コロナウイルス感染症の患者が

法第三十五条第四項	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型コロナウイルスエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者	新型コロナウイルス感染症の患者
法第三十七条第一項	準用する。この場合において、第一項中「三類感染症、四類感染症若しくは」とあるのは、「若しくは」と読み替えるものとする。	準用する。
法第三十八条第三項	患者（新感染症の所見がある者を含む。以下この条において同じ。）	又は第二十条患者
法第三十八条第四項	前二条	第三十七条
法第三十八条第五項	感染症の患者及び新感染症の所見がある者	新型コロナウイルス感染症の患者
法第三十八条第六項	新感染症の所見がある者並びに一類感染症、二類感染症及び新型コロナウイルスエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十八条第九項	一類感染症、二類感染症及び新型コロナウイルスエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十九条第一項	二類感染症及び新型コロナウイルスエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第四十条第一項	第七項	第六項
法第四十一条第一項	前二条	第三十七条
法第四十二条第一項	、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関	及び第二種感染症指定医療機関
法第四十三条第一項及び第四十四条	又は第三十七条の二第一項の規定により	の規定により
法第四十三条第一項及び第四十四条	患者（新感染症の所見がある者を除く。）	患者
法第四十三条第一項及び第四十四条	第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の規定による	同項の規定による
法第四十三条第一項及び第四十四条	第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項	第三十七条第一項
法第四十三条第一項及び第四十四条	医療又は第三十七条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める医療	医療
法第四十三条第一項及び第四十四条	若しくは第二十条（これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）若しくは第四十六条の規定により感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所に入院した患者（新感染症の所見がある者を含む。以下この条において同じ。）	又は第二十条の規定により感染症指定医療機関以外の病院又は診療所に入院した患者
法第四十三条第一項及び第四十四条	若しくは診療所から	又は診療所から
法第四十三条第一項及び第四十四条	医療を受けた場合又はその区域内に居住する結核患者（第二十六条において読み替えて準用する第十九条又は第二十条の規定により入院した患者を除く。以下この項において同じ。）が、緊急その他やむを得ない理由により、結核指定医療機関以外の病院若しくは診療所（第六条第十六項の政令で定めるものを含む。）若しくは薬局から第三十七条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める医療	医療
法第四十三条第一項及び第四十四条	第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項	同項
法第四十三条第一項及び第四十四条	若しくは第二十条若しくは第四十六条	又は第二十条
法第四十三条第一項及び第四十四条	感染症指定医療機関から第三十七条第一項各号	感染症指定医療機関から同項各号
法第四十三条第一項及び第四十四条	場合又はその区域内に居住する結核患者が結核指定医療機関から第三十七条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める医療を受けた場合	場合
法第四十三条第一項及び第四十四条	第三十七条第一項及び第三十七条の二第一項	第三十七条第一項
法第四十三条第一項及び第四十四条	新型コロナウイルスエンザ等感染症の発生及び	新型コロナウイルス感染症について
法第四十三条第一項及び第四十四条	新型コロナウイルスエンザ等感染症が発生したと認めるときは、速やかに、その旨及び発生した地域を公表するとともに、当該感染症	新型コロナウイルス感染症
法第四十三条第一項及び第四十四条	血清型及び検査方法	検査方法
法第四十三条第一項及び第四十四条	新型コロナウイルスエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第四十三条第一項及び第四十四条	（第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。）に要する	に要する
法第四十三条第一項及び第四十四条	第十四条、第十四条の二、第十五条（第二項及び第五項を除く。）、第十五条の二から第十六条まで、	第十五条（第二項及び第五項を除き、第三項については第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る。）、第十六条又は
法第四十三条第一項及び第四十四条	又は第四十四条の七第一項、第三項若しくは第五項から第八項までの規定	の規定

2 この政令は、第二条第二項に規定する期間の末日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用及びその時まで第三条において準用する法第五十七条（第五号及び第六号を除く。）若しくは第五十八条（第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）の規定により支弁する費用、第三条において準用する法第五十九条若しくは第六十一条第二項若しくは第三項の規定により負担する負担金又は第三条において準用する法第六十三条の規定により徴収することができる実費については、この政令は、その時以後も、なおその効力を有する。

附 則（令和二年一月三十一日政令第二二二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年二月十三日政令第三〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年三月二十六日政令第六〇号）抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日の翌日から施行する。

附 則（令和二年一月十四日政令第三一〇号）

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の日前に行われた措置に係る新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十八条（第十号及び第十二号に係る部分に限る。）の規定により支弁する費用及び同令第三条において準用する同法第六十一条第二項の規定により負担する負担金については、なお従前の例による。

3 この政令による改正前の新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（以下「旧令」という。）第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十九条又は第二十条の規定による入院に係る同法第七十三条第二項及び第三項の規定の適用については、旧令の規定は、なおその効力を有する。

附 則（令和三年一月七日政令第四号）

この政令は、公布の日から施行する。